

# 津市役所経営理念

## ～Corporate Identity～

時代・社会がいかに変わろうとも  
果敢に挑戦するための市役所経営の“根本理念”



2026(令和8)年8月

津市

# 目 次

## 1 経営理念の策定に当たって

- (1) 経営理念策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (2) 経営理念の位置付け及び計画期間・・・・・・・・・・ 2

## 2 “次なるステージ”における津市役所の“使命”と“めざす姿”

- 市役所経営の基本的方向・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
  - 【津市役所の使命】・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
  - 【津市役所経営のめざす姿】・・・・・・・・・・・・ 4

## 3 “めざす姿”の実現に向けて

- (1) 市役所経営に当たっての具体的な経営方針・・・・・・・・ 5
- (2) 経営方針に基づく具体的な取組の推進・・・・・・・・ 6
  - 【経営方針①】“信頼と安心”を生む市役所経営・・・・・・・・ 6
  - 【経営方針②】“本質”を捉えた市役所経営・・・・・・・・ 7
  - 【経営方針③】“選択と集中”による市役所経営・・・・・・・・ 8
  - 【経営方針④】“全体最適”による市役所経営・・・・・・・・ 9
- (3) 市役所経営に必要な人材の育成【人材育成基本方針】・・ 10

## 4 持続可能な市役所経営を実現するために

- (1) 組織力・職員力の最大化・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- (2) 資産の効果的活用・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- (3) 選択と集中による施策の推進・・・・・・・・・・・・ 12

- 【参考資料】 津市公正公平な市政の確保に関する条例・・・・・・・・ 14
- 津市職員行動規範・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

# 1 経営理念の策定に当たって

## (1) 経営理念策定の趣旨

2006（平成18）年1月の市町村合併から20年を経過した本市においては、これまでに津市行財政改革大綱に基づく“削減の改革”による市民ニーズに応えるための土台づくりを礎に、2016（平成28）年3月に策定した津市行政経営計画においては、“創出による経営”を経営理念に、将来に向けての新たな価値の創出に取り組む中で、財政の健全化を図りつつ、合併20事業の着実な推進など、合併時の市民との約束を一つ一つ着実に達成してきました。

また、2018（平成30）年4月には、「市民がそれぞれの幸せを実感し、心豊かで笑顔あふれる人生を送ることができるまち」を目指す、新しい津市総合計画及び第2次基本計画を策定し、本市のまちづくりは、令和の時代に入り、新たなフェーズを迎えました。

2020（令和2）年1月に国内初の感染者が確認された新型コロナウイルス感染症の急速かつ全国的な拡大は、市民生活や地域経済活動の隅々に至るまで様々な影響をもたらし、基礎自治体においても、ワクチン接種の迅速かつ着実な実施や、新たな生活様式の定着などによる「感染拡大の阻止対策」とともに、地域の実情に応じたきめ細やかな各種支援策の適時・的確な実施など、日々、目まぐるしく変化する状況を的確に見極めた迅速な対応や、三重県などとの情報共有や連携の在り方について、これまでに経験したことのない状況の中での行政運営という新たな課題に直面する中で“対コロナ対策”の確実な推進に努めました。

2022（令和4）年4月頃から始まった世界規模での物価高騰や原材料費の上昇による市民生活及び地域経済への影響に対しては、“必要な支援を必要なときに”途切れない支援を展開し、市民の暮らしを守り地域経済を支えるため、国や県と連携した施策に加え、市独自の物価高騰対策を進めてきました。

また、かつてない速度で自己進化を続ける人工知能—その咆哮は、既存の社会システムを根底から揺さぶり、静寂を破るパラダイムシフトを告げています。今やAIは単なる「便利な道具」の域を超え、市民の日常を定義し直す「新たな社

会の OS」へと昇華したことから、将来世代に残すべき、社会のあるべき姿にも思いを巡らせる“未来の都市づくり”につながる新たな行政需要にも的確に対応していくことが求められています。

私たち基礎自治体の責務は、時代がいかに流れ、社会経済状況がいかに変化をしようとも、市政に対する市民の確かな信頼のもと、市政の主役である市民の幸せを実現し、市民の暮らしに責任を持ち続けるためのまちづくりを主体的かつ着実に進めていくことにほかなりません。

これら基礎自治体としての責務を果たすため、本市においては、これまで津市行政経営計画に、計画期間中に取り組むべき具体的な取組項目を位置付け、それぞれの取組状況を把握・検証することにより、その達成状況を確認してきました。

合併から20年目という節目を迎え、合併時に各地域が期待していた施策はおおむね形となった今、利便性が高く安全なまちで、安心して心豊かに生活を送ることができ、みんなの“こうなったらいいな”が叶うまちに向け、希望や夢が叶うと感じられる将来像を実現していくために、こどもが健やかに育つ環境づくりや次の世代に相応しい都市環境づくり、自然災害の不安から市民を守るより高いレベルの安心を確保するための取組を更に進める必要があります。

また、こうした取組を強力に推し進め、持続可能な地域社会を維持していくためには、未来のまちづくりを担う「人材育成」が不可欠です。

津市役所経営理念は、これからの20年を見据えた新たな時代へのターニングポイントを迎え、これまでの津市行政経営計画に基づく取組の進め方などを転換し、「次なるステージ」で求められる基礎自治体としての責務を確実に果たし続けていくため、津市のまちづくりを担う経営体「津市役所」の運営に当たり、重視すべき基本的な考え方（＝時代や社会がいかに変わろうとも、遵守・尊重すべき“市役所経営に当たっての根本経営理念”）として、津市役所自らが策定するものです。

## (2) 経営理念の位置付け及び計画期間

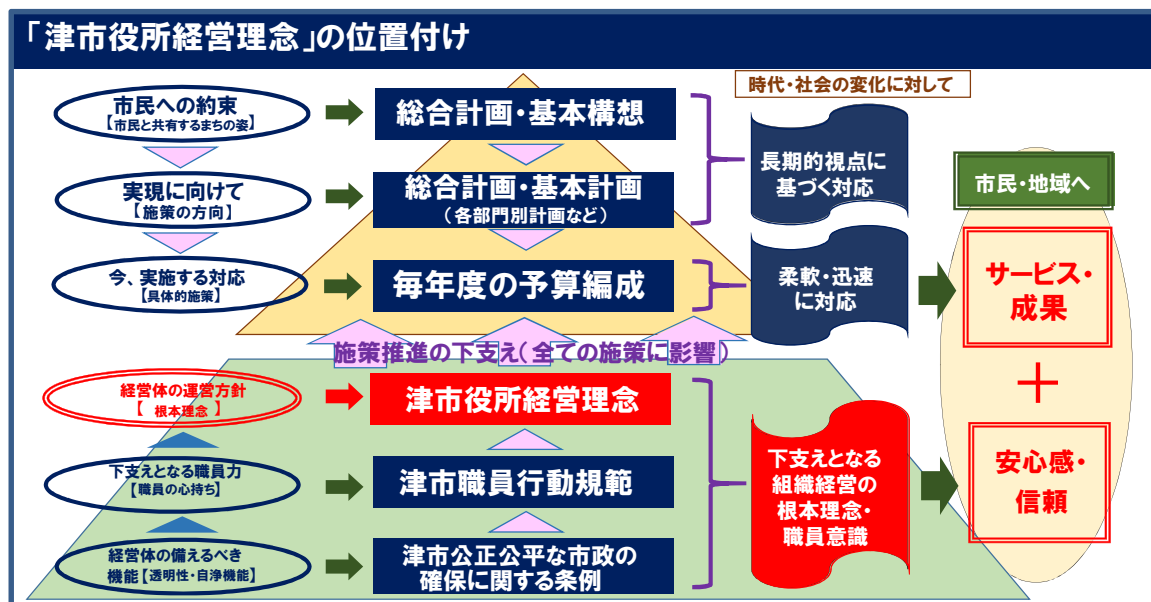
本市のまちづくりは、めざすべき都市像などを指し示す津市総合計画基本構想（計画期間は定めない）を最上位計画に位置付け、その実現に向けての具体的な

施策については、毎年度の予算において明らかにすることとしています。

本経営理念は、津市公正公平な市政の確保に関する条例に基づき市政の透明性と組織の自浄機能を維持し、公正公平な市政を遂行する統制のとれた組織体制を土台に、津市職員行動規範の実践により確立する職員意識を組織全体の規範とし、津市総合計画に基づくまちづくりの着実な推進・実行を担う津市役所として、“いかなる時代の変化の中にあっても、必ず堅持すべき普遍的かつ基本的な考え方”として定めるものです。このため、特段の計画期間は定めず、全ての施策に影響を与える根本経営理念として位置付けます。

なお、当該理念の趣旨に基づき、今、実施すべき具体的な対応・施策については、政策会議などにおける十分な検討と意思決定のもと、毎年度の予算において明らかにし、着実な推進を図るとともに、その取組状況については、津市総合計画に基づく各種事務事業の進行管理を通じて、把握・検証することとします。

また、社会経済情勢が大幅に変化するなど、必要と判断した場合には、本経営理念の内容に固執することなく、柔軟に見直すこととします。



## 2 “次なるステージ”における津市役所の“使命”と“めざす姿”

### 市役所経営の基本的方向

経営理念策定の趣旨や位置付けなどを踏まえ、基礎自治体・津市の経営を担う私たち津市役所がめざすべき組織経営の基本的方向を明らかにするため、“次なるステージ”における“津市役所の使命”及び“津市役所経営のめざす姿”を次のとおり定めます。

#### 【津市役所の使命】

時代・社会がいかに変わろうとも、  
“市民の暮らしに責任を持つ基礎自治体の  
責務を果たし続ける”津市役所

#### 【津市役所経営のめざす姿】

市民の期待に応え続けるために、  
“志高く挑み続ける”市役所経営

### 3 “めざす姿”の実現に向けて

#### (1) 市役所経営に当たっての具体的な経営方針

時代・社会がいかに変化しようとも、将来にわたって“津市役所の使命”を果たし続けていくためには、“津市役所経営のめざす姿”を一步ずつ、着実に実現していかなければなりません。

このことから、これからの津市役所の経営に当たっては、次の4つの柱を具体的な経営方針に位置付け、津市公正公平な市政の確保に関する条例に基づく、職員倫理及び組織体制のもと、当該方針を踏まえた各種施策の企画・立案及び実践に取り組むこととします。

#### 【経営方針①】

市民とともにまちづくりを育む共創社会の実現に向け  
“信頼と安心”を生む市役所経営を推進します

#### 【経営方針②】

市民の願いや暮らし、地域経済の実態に基づく  
“本質”を捉えた市役所経営を推進します

#### 【経営方針③】

市民に成果を届け続ける持続可能な行政経営を実現するため  
“選択と集中”による市役所経営を推進します

#### 【経営方針④】

施策推進を支える強固な経営体を構築するため  
“全体最適”による市役所経営を推進します

## (2) 経営方針に基づく具体的な取組の推進

### 【経営方針①】 “信頼と安心”を生む市役所経営

まちづくりを着実に推進するに当たっては、市政の主役である市民一人一人に、市政に対する確かな信頼と心からの安心を感じていただける市政を推進していかなければなりません。

このことから、私たち津市役所は、「津市公正公平な市政の確保に関する条例」に基づく法令遵守の徹底など、組織・職員としての確かな倫理意識の確立はもとより、津市職員としての行動・判断のよりどころである「津市職員行動規範」の着実な実践など、市民の幸せの実現にひたむきに取り組む“ぶれない職員意識”のもと、透明性と自浄機能を維持する組織運営に徹底的に取り組むことにより、市民に“信頼と安心”を生む市役所経営を推進します。

#### 【具体的な取組内容】

- ☑ 「津市公正公平な市政の確保に関する条例」及び「津市公正公平な市政の確保に関する条例施行規則」の理念を踏まえ、着実に実行することにより、“透明性と自浄機能を維持し、自らを律し、自らを健全な方向へ導くことができる組織運営”を確立します。
- ☑ 透明性の高い公正公平な市政の確保のために創設した新たなルールや仕組みを確実に運用するとともに、弛まない職員の意識改革、組織としての的確な対応を堅持することを通じて、“すべての市民が、市政に対する確かな信頼と心からの安心感を持つ”市役所経営を確立します。
- ☑ 「津市職員行動規範」を組織全体の規範として浸透・確立させるため、全ての職員がその理念の実現に向け、確実に行動・判断し、反省を繰り返すことにより、市民の期待に確実に応ええる“全体の奉仕者としての確かな組織・職員意識”を確立します。

## 【経営方針②】 “本質”を捉えた市役所経営

市役所の経営は、大前提として、市政の主役である市民の願いや思い、地域の実態に基づくものでなければなりません。

このことから、私たち津市役所は、徹底した“現場主義”の追求のもと、「市民が今、何を求めているのか」、「将来にわたって市民の暮らしを守り、共に創るために、今、何に取り組むべきなのか」など、市民の日々の暮らしや地域経済活動の実態から目を背けることなく、市民や地域に徹底的に寄り添う中から、市民が市政に求める **“本質”を見いだし、市民の願いを的確に捉えた市役所経営**を推進します。

### 【具体的な取組内容】

- ☑ 市民の声、意見や要望は、地域連携課において一元的に対応・管理し、“1週間1か月ルール”（1週間以内に現状を把握し、1か月以内に応答）のもと、市民の声を曖昧にせず、的確に対応します。
- ☑ 地域懇談会の継続的な開催などを通じて、地域の願いや思いを真摯に受け止め、それぞれの地域の未来を市民とともに考えます。
- ☑ 津市職員行動規範の理念に基づき、市民との対話の中から、市民の真の願いを理解し、考え、行動する組織・職員づくりを推進します。
- ☑ 政策マネジメント協議などを通じて、市長・副市長【＝市役所経営のトップ層】と、各部長（局長・総合支所長）、部次長（局次長）、課長（室長）等【＝各事業部門の施策推進責任者層】が持つ、それぞれの思いや考え、情報を擦り合わせ、組織として進むべき方向性を的確に見定めます。

## 【経営方針③】 “選択と集中”による市役所経営

市民生活の多様化により、市政に対する市民の期待は、これまで以上に複雑・高度化する一方で、少子高齢・人口減少社会の到来により、市民の願いの全てを同時に実現していくことは困難な状況です。

このことから、私たち津市役所は、これまでに取り組んできたまちづくりを礎に、市民の期待や社会情勢の変化を見通す中で、未来に向けたまちづくりの夢を堂々と語り、その実現に挑み続けるため、今、何に集中的に取り組むべきなのか、将来を見据え、今、求められる施策を的確に選択し、限られた経営資源を集中的に投入する **“選択と集中”による市役所経営** を推進します。

### 【具体的な取組内容】

- ☑ “今、対応すべき直面する喫緊の課題の解決”や、“将来に向けて今、道筋を付けておくべき新たな課題への対応”等を図るため、それぞれの課題解決を担う課等に、期限を区切って職員を増員配置するなど、大胆かつ柔軟に、経営資源を集中する定員活用に取り組みます。
- ☑ インフラや公共施設など、市民共有の財産については、“現役世代の豊かな生活の実現”という視点に加え、“将来世代に残すべきまちのあるべき姿”を思い描き、財政規律を維持する中で、財源確保の取組により、今、真に必要な施策を集中的かつ着実に実行します。
- ☑ SDGsの理念や脱炭素社会の実現など、より広い視野と国際的な視点のもと、“時代の要請や社会の潮流を的確に見極めた、一歩先を見据えた施策”を臆することなく、堂々と着実に推進します。
- ☑ 「津市公共施設等総合管理計画」のもと、施設の集約化や複合化、長寿命化を計画的に進めることで管理運営コストの最適化を図り、限られた経営資源を真に必要な施設へと重点投資し、将来世代への過度な負担を軽減しつつ、安全で利便性の高い公共サービスを持続可能な形で維持・向上させます。

## 【経営方針④】 “全体最適”による市役所経営

複雑・高度化する市民の願いや急速に変化する社会経済環境に着実に対応していくに当たっては、常に、市民ニーズの質・量の変化に適合した市役所の業務、組織や機能を最適な状態に保っておくことが必要となります。

このことから、私たち津市役所は、AI 等も活用した積極的なD X（Digital Transformation：新たなデジタル技術の活用による豊かな生活の実現）の推進や民間活力の更なる導入・育成を図りつつ、職員でなければ対応できない人間力を最大限に発揮すべき業務の明確化や、組織・職員力を高めるための働き方の見直し、柔軟かつ迅速な業務応援を可能とする仕組みの整備に取り組むとともに、まちづくりを着実に推進するための本市の規模にふさわしい機能と権能の確保・拡充に取り組むなど、“全体最適”による市役所経営を推進します。

### 【具体的な取組内容】

- ☑ 将来を見据えた都市づくりや、これからの行政サービスの提供に大きな影響を及ぼすA I等も活用した“自治体D X（Digital Transformation）”の取組を推進します。
- ☑ 安心・安全な市民の暮らしの実現や、将来を見据えた行政サービスの更なる向上に向け、津市役所が備えるべき“必要な機能と権能の確保”に取り組めます。
- ☑ 職員一人一人が持つ背景や違いを理解し、それぞれの特性や技術・能力を最大限に発揮し、高い志のもと、市民サービスの向上に貢献できる職場環境を整えるため、多様な働き方を実現する“働き方改革”を積極的に推進します。
- ☑ 地域や市民、民間事業者が持つ活力を積極的に導入・育成し、“民と公の共創による地域づくり”を推進します。

### (3) 市役所経営に必要な人材の育成【人材育成基本方針】

少子高齢化や生産年齢人口の減少、大規模災害や感染症などの新たなリスクの顕在化、AIを始めとするデジタル社会の進展など、時代とともに、社会経済状況が変化し続けるなか、“津市役所の使命”を果たし、“津市役所経営のめざす姿”を着実に実現していくためには、持続可能な地域社会を維持し未来の津市のまちづくりを担う第一線に立ち、経営方針に掲げた取組内容を主体的、かつ、強力に推し進める能力の高い職員が欠かせません。

このため、津市職員としての行動・判断のよりどころである「津市職員行動規範」の実践や、法令遵守・倫理意識の礎である「津市公正公平な市政の確保に関する条例」に基づく、全体の奉仕者としての“信頼と安心”を生む行動の実践は当然のこと、時代や変化に柔軟に対応し、決して現状に満足することなく、常に自らを見つめ直し、磨き、“志高く挑み続ける”人材を育成する必要があります。

育児や介護など様々な事情によるワーク・ライフ・バランスの多様化への対応、職員の心と体の健康保持・増進による組織の活力・生産性の向上を図る「健康経営」の視点、組織に対する思い入れや愛着等のエンゲージメントを高める働きやすい職場風土の醸成などが求められる現代において、誰もが健康で働きやすい職場環境の整備を推進します。また、職員の主体性や意欲を引き出し、職員個人のスキルアップや成長に繋げる人材評価制度の活用、職員個人が自らの仕事を見つめ直し市役所におけるキャリア形成を実現する自己希望制度の充実、昇任やジョブローテーションなどを通して、職員のやる気や向上心を高めるとともに、各職位に応じた階層別研修や管理職を対象とした組織経営セミナーの実施、職員の意識向上・モチベーションアップを目的とした各種派遣研修、技術職員等の技術力向上・資格取得に向けた研修など、様々な研修を体系別を実施することで、市役所経営に必要な人材の育成を図ります。

なお、具体的な職場環境整備や人材育成の取組については、社会経済状況等により市役所経営において職員に求められる内容が変化することを踏まえ、毎年計画し、研修事業予算とともに「職員研修の実施方針」として示すこととします。

## 【具体的な取組内容】

### ☑人材評価制度

職員に気づきを与え職員自身の自発的な能力開発に繋げることを目的とする「能力評価」及び、職員が担う役割認識を深め主体性や意欲を引き出し職員個人のスキルアップや成長に繋げることを目的とする「業績評価」により人材育成とメリハリのある処遇の実現を図ります。

### ☑自己希望調書とジョブローテーション

職員が自らの仕事を見つめ直し、市役所におけるキャリアプランについて考え、自身が身につけるべき知識・経験を視覚化するための自己希望調書、幅広い行政経験・能力を習得するためのジョブローテーション、昇任による権限と責任の付与などを通じて、職員の成長を促します。

### ☑階層別研修

新規採用職員研修、2年目職員研修、新任主査研修、新任担当副主幹研修、新任担当主幹研修、新任課長級研修などにより、各職位・役割において必要な知識・能力などの習得・向上を図ります。管理職に対しては、行政経営の在り方や人材活用等を学ぶ組織経営セミナーを実施します。

### ☑実務研修

メンタルヘルス研修、ハラスメント防止研修、人権研修、防災危機管理研修、障害者差別解消法研修、男女共同参画研修、不当要求行為対策やコンプライアンス研修、自治体DX推進員研修などにより、自治体職員として必要となる基礎的な職務遂行能力の習得を図ります。

### ☑職務実践研修

技術職員研修、保育士研修、法務能力研修、行政法基礎・演習研修、地域課題対応力育成研修、税務分析研修、定年延長職員システム操作研修などにより、各職種・職場において必要な専門的な職務遂行能力の習得・向上を図ります。

### ☑派遣研修

自治大学校、各省庁、クレア、市町村・国際文化アカデミーや全国建設研修センター等の外部研修機関などへの派遣を通じて、高度で専門的な知識・技能の習得と人的ネットワークの拡大を図ります。

### ☑自己研修

職員の自発的な学習や自主研究活動・資格取得を支援します。

## 4 持続可能な市役所経営を実現するために

### (1) 組織力・職員力の最大化

津市役所は、全体の奉仕者にふさわしい組織・職員としての判断と行動を実践し、市民や地域から真の安心と信頼を得る市役所経営に取り組みます。

市民が感じる市政に関する疑問や要望に対しては、真摯に耳を傾け、改めて、**“公正公平な市政の確保”**を図る弛まない改革を断行することで、より一層、高い透明性と自浄機能を維持する強固な組織体制を構築し、**市政に対する市民の確かな信頼を礎とする市役所経営を推進します。**

そのため、研修の継続やコンプライアンス責任者の配置、さらには「津市公正公平な市政の確保に関する条例」等の着実な運用により、職員意識の醸成と「風通しがよく、隠し事のない、不正や不当な要求を許さない組織風土」を確立します。この強固な土台のもと、総合計画に基づく施策の進捗や成果を組織自らで真摯に振り返り、評価・検証・改善を繰り返すことで、透明性と自浄機能を維持し、常に自らを律する健全な経営を継続します。その上で、市民、地域などあらゆるステークホルダーとの対話や議論を大切にし、常に市民の側に立った全体最適の視点から、多様な意見や声を反映した「市民・地域との共創によるまちづくり」を推進します。

### (2) 資産の効果的活用

私たちが管理する公共施設や土地という「モノ」は市民共通の貴重な財産であることから、単に維持するだけの管理から脱却し、経営的視点による最適化を推進し、施設の複合化や長寿命化を進めて人口減少や財政状況の変化に柔軟に対応していくため、未利用資産の売却や貸付などを進め、効果的活用に取り組みます。

こうした資産の最適化から、**真に必要な市民サービスへ投資する好循環を生み出し、地域の特性に応じた適正配置を行うことで市内全域のバランスある発展を支えていきます。**

### (3) 選択と集中による施策の推進

人口減少を見据え、徹底した経費の最適化により、健全で透明性の高い財政体

質を堅持するとともに、職員一人一人が鋭いコスト意識と経営感覚を研ぎ澄ますとともに、国・県の補助金や地方債など、有利な財源の戦略的かつ機動的な活用により「選択と集中」を徹底し、単なる縮小均衡を越えて生み出された財源を、市民の安全・安心と地域経済の活性化へと厳格に投入し、**最少の経費で最大の価値を創出する持続可能なまちづくりを推進します。**

## 【参考資料】

### ○津市公正公平な市政の確保に関する条例

令和3年12月22日条例第29号

#### （目的）

**第1条** この条例は、透明性の高い公正公平な市政を確保するために必要な事項を定めることにより、本市の健全な発展に資することを目的とする。

#### （定義）

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第3条第2項に規定する一般職に属する職員をいう。
- (2) 職員等 次に掲げる者をいう。
  - ア 職員及び法第3条第3項第3号に規定する非常勤職員
  - イ 本市が事務事業を委託し、又は請け負わせた事業者の役員及びその業務に従事している者
  - ウ 指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）の役員及びその管理する公の施設の管理業務に従事している者
- (3) 各種団体 次に掲げる団体をいう。
  - ア 自治会、ボランティア団体、民間非営利団体その他の地域で活動する団体
  - イ アに掲げる団体のほか、要望等を行う団体
- (4) 要望等 職員以外の者が職員に対して行う当該職員の職務に関する要望、請求、要請その他名称のいかんを問わず職員の作為又は不作為を求める一切の行為をいう。
- (5) 不当要求行為 要望等のうち、次に掲げるものをいう。
  - ア 暴力、脅迫又はこれらに類する行為
  - イ 正当な理由なく職員を長時間拘束する行為
  - ウ 正当な理由なく職員に面会を強要する行為
  - エ 粗野又は乱暴な言動により職員に不安又は嫌悪の情を抱かせる行為
  - オ 正当な権利行使を装う行為、団体の威力を示す行為その他の社会常識を逸脱した行為
  - カ 正当でない手続を職員に求める行為
  - キ アからカまでに掲げるもののほか、庁舎等の保全若しくは庁舎等における秩序の維持又は職員の公正な職務の遂行に支障を生じさせる行為
- (6) 公益通報 職員等が市政の適法かつ公正な運営を期するために、本市の事務事業（本市が委託し、又は請け負わせた業務及び指定管理者が管理する公の施設の管理業務を含む。）に関する違法又は不当な行為に関して通報することをいう。
- (7) 公益通報者 公益通報を行った職員等をいう。

#### （本市の責務）

**第3条** 本市は、不当要求行為を始めとする有形無形の圧力に対して、毅然とした対応をするための組織体制を整備し、市民全体の利益のために、透明性の高い市政を確保するものとする。

#### （職員の責務）

**第4条** 職員（市長、副市長、教育長及び上下水道事業管理者を含む。以下この条において同じ。）は、全体の奉仕者として全ての市民と平等に接し、高い使命感及び倫理観を持ち、

市民全体の利益を考えて、公正公平な職務を遂行するものとする。

2 職員は、コンプライアンス意識を確立し、及び保持し、社会規範及び法令等を遵守するものとする。

3 前2項に規定するもののほか、職員の責務に関し必要な事項は、規則で定める。

#### (市民の理解及び協力)

**第5条** 市民は、第3条に定める本市の責務（以下「本市の責務」という。）について理解し、本市の公正公平な市政の遂行に協力するよう努めるものとする。

#### (各種団体の理解及び協力)

**第6条** 各種団体は、本市の責務について理解し、本市の公正公平な市政の遂行に協力するよう努めるものとする。

#### (要望等への対応)

**第7条** 職員は、要望等を受けたときは、要望等の重要性を十分に理解し、誠実にその内容を受け止め、他の者の権利及び利益を害さないよう十分に留意し、正当な理由なく、特定の者に対して便宜を図ることのないよう慎重かつ適切に対応しなければならない。

2 職員は、要望等を受けたときは、市政の透明性を確保するため、その要望等の内容を記録しなければならない。

3 市長は、前項の規定により記録された要望等のうち、公正公平な市政に重大な影響を与えるおそれのあるものについては、その概要を公表するものとする。

4 前2項に規定するもののほか、要望等の記録等に関し必要な事項は、規則で定める。

#### (不当要求行為)

**第8条** 何人も、職員に対し、不当要求行為を行ってはならない。

2 職員は、不当要求行為があったときは、組織的に毅然とした態度で対応し、これを拒否しなければならない。

3 市長は、必要に応じて不当要求行為の行為者に対し、警告を行うものとする。

4 市長は、前項の警告を行ってもなお不当要求行為が引き続き行われる場合は、不当要求行為の行為者の氏名（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地）及び当該不当要求行為の概要を公表することができる。

5 前3項に規定するもののほか、不当要求行為への対応に関し必要な事項は、規則で定める。

#### (公益通報)

**第9条** 職員等は、公益通報をすることができる。

2 何人も、公益通報者に対して公益通報を行ったことを理由として、いかなる不利益な取扱いもしてはならない。

3 前2項に規定するもののほか、公益通報に関し必要な事項は、規則で定める。

#### (組織体制の保持)

**第10条** 本市は、市政の透明性と組織の自浄機能を維持し、公正公平な市政を遂行する統制のとれた組織体制を保持するものとする。

#### (運用状況の公表)

**第11条** 市長は、この条例を適切かつ持続的に運用するとともに、毎年度1回、この条例の運用状況を公表するものとする。

#### (委任)

**第12条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

# 津市職員行動規範

“ゆるぎない よりどころ”



## 【市民とともに】

**私たち津市職員は、常に市民に寄り添い、市民の思いを形にし続けます。**

- ・声なき声にも耳を傾け、市民とともに笑い、悩み、涙する心を持ち続けます。
- ・常に市民を思いやり、市民に寄り添い、時には市民と向き合うことで、市民の本当の望みや思いを理解し、市民の立場に立って行動します。
- ・市民との対話を大切に、積極的に地域に飛び込み、地域づくりの当事者として市民とともに行動します。
- ・法令やルールを遵守し、公平、公正かつ誠実に、市民の思いの実現に向け、ぶれることなく行動します。

## 【組織として】

**私たち津市職員は、組織と仲間を尊重し続けます。**

- ・職場の仲間を尊重し、話し合い、助け合い、教え合い、理解し合い、ともに成長できる職場をつくれます。
- ・市長、副市長から職員まで、全員がタテ・ヨコ・ナナメに強い絆で結ばれ、常に連携するチーム「オール津市」として行動できる組織をつくれます。
- ・表面的な情報だけでなく、市民の声や思い、対応の結果など、常に課題と成果を共有し、知識と経験を確実に継承する組織をつくれます。
- ・仕事ができる喜びを実感し、仲間や家族に心からの感謝を伝えます。

## 【職員として】

**私たち津市職員は、常に高みをめざすため、向上心を持ち続けます。**

- ・津市役所の顔、津市の経営を担うプロとしての誇りと自覚を持ち、前例にとらわれず市民の期待を超えるサービスを提供します。
- ・目の前の仕事が「誰のため」「何のため」のものなのか、市民や地域にどのような「成果」をお届けできるのかなど、常に「あるべき姿」を思い描き、行動します。
- ・津市、津市役所全体を見据える広い視野と意識のもと、課題を先送りすることなく、積極果敢に挑戦する行動力と決断力、柔軟性とスピード感を持って行動します。
- ・心身の健康を管理し、自らを労わり、必要な知識と技術の習得など、自らを磨き続け一歩一歩確実に成長します。